

平成 26 年 4 月 9 日
日本原子力発電株式会社

新型インフルエンザ等対策業務計画の作成について

当社は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条※¹に基づき、指定公共機関として「新型インフルエンザ等対策業務計画」を作成し、平成26年3月14日に経済産業大臣に報告しました。本件について、4月7日付で経済産業大臣より内閣総理大臣へ報告されたことから、その要旨をお知らせいたします。

1. 「新型インフルエンザ等対策業務計画」について

平成25年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、各指定公共機関に対して、新型インフルエンザ等流行時の体制や事業継続計画等を盛り込んだ業務計画を作成し、所管行政機関の長を経由して内閣総理大臣への報告及び関係都道府県、関係市町村への通知と公表が義務付けられました。

当社は同法における指定公共機関として、新型インフルエンザ等の発生時におけるエネルギーの安定供給や原子力の安全等を維持するため、同法に基づき「新型インフルエンザ等対策業務計画」を作成し、国への報告及び各自治体への通知をするとともに、その内容を公表するものです。

2. 「新型インフルエンザ等対策業務計画」の概要

第1編 総則

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

第2章 発生時の体制

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 社員等への感染予防及び事業所内での感染拡大防止のための措置

第2章 海外勤務、海外出張する社員等への感染の予防のための措置

第4編 重要業務の継続

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

第2章 重要業務の選定

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

第2章 教育・訓練

第3章 業務計画の見直し

※ 1 : 新型インフルエンザ対策特別措置法

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第七条第七項の規定は、業務計画の作成について準用する。

6 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

添付資料：『新型インフルエンザ等対策業務計画』（全文）

以 上